部長及び参事官
殿
所　属　長

捜一発第169号
（刑企）
令和５年７月13日
５年保存（口訓）
本　部　長

被害者の心情に配意した性犯罪捜査の徹底について（通達乙）

被害者の心情に配意した性犯罪捜査については、「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の徹底について（通達乙）」（令和５年１月16日捜一発第８号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、第211回国会において、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号。以下「改正法」という。）が成立し、本年７月13日から施行されることから、各所属においては、下記事項に留意の上、引き続き被害者の心情に配意した性犯罪捜査の推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　被害の届出への適切な対応

(1)　被害者の即時受理の徹底

性犯罪被害の届出に対しては、「迅速・確実な被害の届出の受理について」（平成31年４月12日刑企発第172号）に基づき、被害者・国民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理することとしているが、この受理の原則に反した取扱いがなされることのないよう、性犯罪被害に係る届出への適切な対応を徹底すること。

(2)　届出の受理に係る留意事項

被害者に性犯罪被害に係る届出の意思がある場合には、届出の受理を先送りにせず、間を置かずにこれを受理しなければならない。ただし、治療のために被害者が医療機関を受診する必要がある場合等、被害者のために必要な措置を届出の受理に先行させる場合は、この限りではないことに留意すること。

また、「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、被害の届出人から聴取した内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではないため、被害の届出については、届出の時点における申告の内容が、明らかに犯罪の構成要件に該当しないと判断できる場合、又は明白な虚偽若しくは著しく合理性を欠くもので

ある場合を除き、即時受理すること。

2　捜査の過程における二次的被害の防止等

(1)　被害者の体調・プライバシー等への配慮

性犯罪被害の相談や届出があった場合には、被害者の立場に立ち、被害者の体調等について配意しながら、医療機関への早期受診の要否等を判断するとともに、証拠の保全等の必要な事項についても丁寧に説明すること。また、被害の相談や届出の受理に際しては、被害者のプライバシー等の保護に配慮し、人目に付かず被害者が安心して話すことができる場所を選定すること。

(2)　事情聴取における被害者の負担軽減等への配慮

被害者からの事情聴取等に当たっては、被害者の精神的負担を軽減するためにも、対応する警察官の性別に関する希望をあらかじめ聴取して適切に対応するとともに、繰り返し重複した事情聴取が行われることのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めること。

また、被害者のプライバシーに関することや具体的な被害の状況等を聴取する際には、聴取する理由や必要性等を丁寧に説明し、被害者の理解と協力を得た上で行うこと。

(3)　各種捜査における留意事項

事情聴取や実況見分等の各種捜査において被害者の協力を求める場合には、可能な限り所要時間の見込みを伝え、被害者の予定等に配慮するとともに、被害者の体調等に応じて途中で休憩を入れるなど、被害者の負担を軽減するための措置を必要に応じて講じること。

また、被害者への各種対応に際しては、被害者の行動を責めるような発言や先入観に基づく質問、差別的な言動等は厳に慎み、被害者に二次的被害を与えることのないよう十分に配慮すること。

3　職員に対する指導教養の推進

性犯罪は、夜間・休日を問わず相談や届出がなされる場合もあり、性犯罪捜査を担当する警察官のみならず、様々な警察職員がその対応に当たる可能性があることから、刑事部門の警察官のみならず、性犯罪への対応に当たることが想定される警察職員に対し、被害者の心情に配意した対応等について、様々な機会を利用して広く指導教養を行うこと。